

平成十六年法律第二百五十四号

(信託業法)

信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部
を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 信託会社	第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)
第二節 総則(第三条・第六十五条)	第三節 業務(第二十一条・第三十一条)	第四章 指図権者(第六十五条・第六十六条)
第三節 主要株主(第十七条・第二十条)	第四節 経理(第三十二条・第三十五条)	第五章 信託契約代理店
第四節 監督(第三十六条・第五十条)	第五節 特定の信託についての特例(第五十一条の二・第五十二条)	第六章 業務(第七十四条・第七十六条)
第五節 第二節の規定により當む業務並びに當む信託業及び外国信託会社のための信託契約代理店が當む信託契約代理業	第六節 第二節の規定により當む業務並びに當む信託業及び外国信託会社のための信託契約代理店が當む信託契約代理業	第七章 雜則(第八十五条)
附則	附則	附則

第一條 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)	第二條 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付随して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。
(目的)	(目的)	(目的)
第一条 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)	第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。
附則	附則	附則

第一節 総則	第二節 総則	第三節 総則
(目的)	(目的)	(目的)
第一条 この法律は、信託業を営む者等に関し必要な事項を定め、信託に関する引受けその他の取引の公正を確保することにより、信託の委託(定義)	第二条 この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案	第三条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部を改正する。
附則	附則	附則

□ 前号口からチまでのいずれかに該当する者

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第六十二条第一項の規定により第五十五条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一項の認可を取り消され、若しくは事業性融資の推進等に関する法律第四十七条の規定により同法第三十二条の免許を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第六号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者のある者（1） 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

（2） 第八号口からチまでのいずれかに該当する者

3 前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回ってはならない。

4 第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。

5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を使用することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、保有の様態その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

6 第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7 次の各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合当該対象議決権が保有する場合 当該特別の関係にある者

必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（資本金の減少）

六 内閣総理大臣の認可を受けなければならない。（登録）

7 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

8 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

9 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

10 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

11 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

12 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

13 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

14 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

15 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

16 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

17 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

四 貸借対照表

五 その他内閣府令で定める書類

三 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引受けを行う信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託業務の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

五 信託業務の一部を第三者に委託する場合に係る信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）

六 その他内閣府令で定める事項

（登録簿への登録）

(營業保証金)	第一十二条 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。
2 前項の営業保証金の額は、信託業務の内容及び受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。	3 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなるいる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。
4 内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。	5 信託会社は、第一項の営業保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託業務を開始してはならない。
6 信託の受益者は、当該信託に関する生じた債権に關し、当該信託の受託者たる信託会社に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。	7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
8 信託会社は、営業保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行ひ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債務を含む。)をもつてこれに充てることができるもの。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四	

十一条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失った場合において信託財産の新受託者への譲渡若しくは帰属樧利者への移転が終了したとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。(変更の届出)
第十二条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2 管理型信託会社は、第八条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

四 第十三条 信託会社(管理型信託会社を除く。)は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
2 管理型信託会社は、業務方法書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。(商号)
3 内閣総理大臣は、前項の承認を受けようとするときは、當む業務の内容及び方法並びに当該業務を當む理由を記載した書類添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
4 信託会社は、前項の承認を受けようとするときは、當む業務のほか、他の業務を當むことができない。
5 信託会社は、第一項及び第二項の規定により當む業務のほか、他の業務を當むことができない。

六 第十四条 信託会社は、その商号中に信託という文字を用いなければならない。
2 信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。ただし、担保付社債文書を用いてはならない。ただし、担保付社債文書を用いてはならない。
3 信託法第三条若しくは事業性融資の推進等に関する法律第三十二条の免許又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可(名義貸しの禁止)
4 第十五条 信託会社は、自己の名義をもつて、他人に信託業を営ませてはならない。
5 第十六条 信託会社の常務に從事する取締役(指名委員会等設置会社にあっては、執行役)は、

六 第十七条 信託会社の主要株主(第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)となつた者は、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該信託会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 信託会社は、前項の規定により當む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
3 信託会社は、前項の承認を受けようとするときは、當む業務の内容及び方法並びに当該業務を當む理由を記載した書類添付して、申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
4 信託会社は、第二項の規定により當む業務の内容又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
5 信託会社は、第一項及び第二項の規定により當む業務のほか、他の業務を當むことができない。

六 第十八条 内閣総理大臣は、信託会社の主要株主が第五条第二項第九号イ若しくはロ又は第十号イからハまでのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該信託会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずことができるものとする。
2 信託会社の主要株主は、当該信託会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
3 信託会社を子会社とする持株会社に対する適用(信託会社を子会社とする持株会社に対する適用)
4 第十九条 信託会社の主要株主は、当該信託会社の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
5 信託会社は、前項の規定により當む業務の一部を當む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該免許又は登録を受けたときは、当該業務を當むことにつき第二項の承認を受けたものとみなす。

六 第二十条 前三条の規定は、信託会社を子会社(第五条第六項に規定する子会社をいう。第五十一条を除き、以下同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。
2 信託会社が信託業務を委託した場合における信託行為において明らかにされていること。
3 信託行為において明らかにされていること。
4 第二十二条 信託会社が信託業務を委託した場合における基準及び手続)が信託行為において明らかにされていること。
5 信託行為において明らかにされていること。

六 第二十三条 信託会社が信託業務を委託した場合における基準及び手續)が信託行為において明らかにされていること。
2 信託会社が信託業務を委託した場合における基準及び手續)が信託行為において明らかにされていること。
3 信託会社が信託業務を委託した場合における基準及び手續)が信託行為において明らかにされていること。
4 第二十二条 信託会社が信託業務を委託した場合における基準及び手續)が信託行為において明らかにされていること。
5 信託会社が信託業務を委託した場合における基準及び手續)が信託行為において明らかにされていること。

3 前二項の規定（第一項第二号を除く。）は、次に掲げる業務を委託する場合には、適用しない。

一 信託財産の保存行為に係る業務

二 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務

三 前二号のいずれにも該当しない業務であつて、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるもの

（信託業務の委託に係る信託会社の責任）

第二十三条 信託会社は、信託業務の委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、信託会社が委託先の選任につき相当の注意をし、かつ、委託先が委託を受けて行う業務につき受益者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

2 信託会社が信託業務を次に掲げる第三者（第一号又は第二号）にあつては、株式の所有関係又は人的関係において、委託者と密接な関係を有する者として政令で定められた者に該当し、かつ、受託者と密接な関係を有する者として政令で定められた者に該当しない者に限る。）に委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社が、当該委託先が不適任若しくは不誠実であること又は当該委託先が信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者（信託管理人又は受益者代理人）が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。第三号、第二十九条の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。）に対する通知、当該委託先への委託の解除その他の必要な措置をとることを怠ったときは、この限りでない。

一 信託行為において指名された第三者

三 信託行為において信託会社が委託者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

第二十三条の二 信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合

二 定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

（対象信託業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に從事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第八十五条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）

3 信託会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していなかった場合において、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項の規定による紛争解決等業務の廃止による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（信託の引受けに係る行為準則）

第二十四条 信託会社は、信託の引受けに関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為

二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足することを約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する行為（第三者をして当該行為を約させ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。）

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

2 信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならぬ。

（金融商品取引法の準用）

第二十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）の認可又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二第一項第二号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十四第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二第一項第二号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の情報の提供等）、第三十七条の四（契約締結時等の情報の提供）第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第二十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）、第四十条第一号（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最高額執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止、特定投資家の使用義務等を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場（同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。）による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約」の「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約」の「金融商品取引業」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行ふことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失

補填等（信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。）と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等」と、同項第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信託契約の内容の説明）

第二十五条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（信託契約締結時の情報の提供）

第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を委託者に提供しなくても委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（信託契約の締結年月日）

一 委託者の氏名又は名称及び受託者の商号

二 信託の目的

三 四 信託財産に関する事項

五 信託契約の期間に関する事項

六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項

七 信託業務を委託する場合（第二十二条第三項に属する業務を委託する場合を除く。）

八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行ふ場合には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）

九 受益者に関する事項

十 信託財産の交付に関する事項

十一 信託報酬に関する事項

十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項

十三 信託財産の計算期間に関する事項

十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項

十五 信託契約の合意による終了に関する事項

十六 その他内閣府令で定める事項

十七 前項第十三号の信託財産の計算期間は、内閣府令で定める場合を除き、一年を超えることができない。

（信託財産の状況に係る情報の提供）

第二十七条 信託会社は、その受託する信託財産について、内閣府令で定めるところにより、当該信託財産の計算期間（信託行為においてこれまでより短い期間の定めがある場合その他の信託の目的に照らして受益者の利益に適合することが明らかな場合として内閣府令で定める場合に限る）ごとに、当該信託財産に係る受益者に対して内閣府令で定める場合は、この限りでない。ただし、当該信託財産の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければならない。

（信託会社の忠実義務等）

第二十八条 信託会社は、信託の本旨に従い、受益者の注意をもって、信託業務を行わなければならぬ。信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならぬ。

（信託会社の行為準則）

第二十九条 信託会社は、その受託する信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うこと。

二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うこと。

三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うこと。

四 その他信託財産に損害を与え、又は信託会社の信用を失墜させるおそれがある行為としてあらかじめ書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）による受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）の承認を得た場合（当該取引をすることができない旨の信託行為の定めがある場合を除く。）であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる取引をしてはならない。

（信託会社の行為準則）

第二十九条の二 信託会社は、重要な信託の変更（信託法第三十四条の規定に基づき信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理するための体制その他の信託財産に損害を生じさせ、又は信託の信用を失墜させることのない体制を整備しなければならない。

（信託財産に係る行為準則）

第二十九条 信託会社は、内閣府令で定めるところにより、信託財産のためにする取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うものとの間の取引

三 信託会社は、前項各号の取引をした場合にかかる取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うものとの間の取引

三 第三者との間ににおいて信託財産のためにする取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うものとの間の取引

三 第三者との間ににおいて信託財産のためにする取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うものとの間の取引

三 前二号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合に該当するとき。

四 前号に定める方法以外の方法により当該信託の受益権の総個数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の額が同項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の価格の総額の二分の一を超えるときは、同項の重要な信託の変更等をしてはならない。

五 第一項第二号の期間内に異議を述べた受益者の当該信託の受益権の個数が当該信託の受益権の総個数の二分の一を超えるとき（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の額が同項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の価格の総額の二分の一を超えるときは、同項の重要な信託の変更等をしてはならない。

（費用等の償還又は前払の範囲等の説明）

第二十九条の三 信託会社は、受益者との間ににおいて信託法第四十八条第五項（同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する合意を行おうとするときは、当該合意には、当該信託契約の定めにより当該信託契約に係る信託を一の信託とみなして、前各項の規定を適用する。

又は費用若しくは信託報酬の前払を受けること
ができる範囲その他の内閣府令で定める事項を
説明しなければならない。

(信託の公示の特例)

第三十条 信託会社が信託財産として所有する登
録国債（国債に関する法律（明治三十九年法律
第三十四号）第二条第二項の規定により登録を
した国債をいう。）について同法第三条の移転
の登録その他内閣府令・財務省令で定める登録
を内閣府令・財務省令で定めるところにより信
託財産である旨を明示してする場合は、信託法
第十四条の規定の適用については、これらの登
録を信託の登録とみなす。

(信託財産に係る債務の相殺)

第三十一条 信託会社は、信託財産に属する債務
で清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項
に規定する金融商品取引清算機関又は外国金融
商品取引清算機関をいう。以下この項において同じ。）
を債務者とするもの（清算機関が債務
引受け等（同法第五十六条の三第一項第六号
に規定する金融商品債務引受け業等として、引
受け、更改その他の方法により債務を負担するこ
とをいう。以下この項において同じ。）により
債務者となつた場合に限る。）については、他
の信託財産に属する債務（清算機関による債務
引受け等の対価として負担したものに限る。）
と相殺をすることができる。ただし、信託行為
に別段の定めがある場合は、この限りでない。
前項の規定により相殺を行つ信託会社は、当
該相殺により信託財産に損害を生じさせたとき
は、その損害を賠償する責めに任ずる。

(事業年度)

第三十二条 信託会社の事業年度は、四月一日か
ら翌年三月三十日までとする。
(事業報告書)

第三十三条 信託会社は、事業年度ごとに、事業
報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に
内閣総理大臣に提出しなければならない。
(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧)

第三十四条 信託会社は、事業年度ごとに、業務
及び財産の状況に関する事項として内閣府令で
定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事
業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経
過した日から一年間、すべての営業所に備え置
き、公衆の総覧に供しなければならない。
前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電
子的方式、磁気的方式その他の知覚によって

は認識することができない方式で作られる記録
であつて、電子計算機による情報処理の用に供
されるものでの内閣府令で定めるものをいう。以
下同じ。)をもつて作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をも
つて作成されているときは、信託会社の営業所
において当該説明書類の内容である情報を電磁
的方法により不特定多数の者が提供を受けるこ
とができる状態に置く措置として内閣府令で定
めるものとすることができる。この場合において
は、同項に規定する説明書類を公衆の総覧に
供したものとみなす。

(株主の帳簿閲覧権の否認)

第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信
託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九
条までにおいて同じ。）の会計帳簿及びこれに
関する資料（信託財産に係るものに限る。）に
ついては、適用しない。

第五節 監督

第三十六条 信託会社を全部又は一部の当事者と
する合併は、内閣総理大臣の認可を受けなけれ
ば、その効力を生じない。

(合併の認可)

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、合
併後存続する株式会社又は合併により設立する
株式会社（第四項において「合併後の信託会
社」という。）について第四条第一項各号に掲
げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提
出しなければならない。

3 前項の申請書には、合併契約書その他の内閣
府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、合併後の信託会社が第五条
第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを
審査しなければならない。この場合において、
内閣総理大臣は、合併後の信託会社が第五条第
二項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると
き、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書
類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な
事実の記載が欠けているときは、認可を与えて
はならない。

5 第一項の認可を受けようとする信託会社は、吸
収分割により信託業の全部又は一部の承継をす
る株式会社（以下この条において「承継会社」
という。）について次に掲げる事項を記載した
申請書を内閣総理大臣に提出しなければなら
ない。

(事業譲渡の認可)

1 第四条第一項各号に掲げる事項

2 承継会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他の内閣
府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、譲受会社が第五条第一項各
号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな
ければならない。この場合において、内閣総理
大臣は、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる
要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の
申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の
記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会
社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について
準用する。この場合において、次の表の上欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表
の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設分割の認可)

1 第二項に規定する信託会社は、合併により消滅する信
託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理

分割（次項及び第五項において「新設分割」と
いう。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ
ば、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、新
設分割により設立する株式会社（第四項におい
て「設立会社」という。）について第四条第一
項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣總
理大臣に提出しなければならない。

(事業譲渡の認可)

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令
で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、設立会社が第五条第一項各
号に掲げる基準に該当するとき、又は第二項の
申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の
記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項の認可を受けようとする信託会社は、事
業の全部又は一部の譲渡（次項において「事業
譲渡」という。）は、内閣総理大臣の認可を受
けなければ、その効力を生じない。ただし、管
理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡につい
ては、この限りでない。

(事業譲渡の認可)

1 第一項の認可を受けようとする信託会社は、事
業の全部又は一部の譲渡（次項において「事業
譲渡」という。）について次に掲げる事項を記載
する信託会社（以下この条において「譲受会
社」という。）について次に掲げる事項を記載
する信託会社が第五条第一項各号に掲げる
事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しな
ければならない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事
業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けを
する信託会社（以下この条において「譲受会
社」という。）について次に掲げる事項を記載
する信託会社が第五条第一項各号に掲げる
事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しな
ければならない。

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他の内閣
府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、譲受会社が第五条第一項各
号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな
ければならない。この場合において、内閣総理
大臣は、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる
要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の
申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の
記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会
社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について
準用する。この場合において、次の表の上欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表
の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設分割の認可)

1 第二項に規定する信託会社は、合併により消滅する信
託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

2 第一項の認可を受けて吸収分割により信託業
の全部の承継をする株式会社は、当該承継の時
に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたもの
とみなす。

(事業譲渡の認可)

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令
で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、設立会社が第五条第一項各
号に掲げる基準に該当するとき、又は第二項の
申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の
記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

5 第一項の認可を受けようとする信託会社は、事
業の全部又は一部の譲渡（次項において「事業
譲渡」という。）は、内閣総理大臣の認可を受
けなければ、その効力を生じない。ただし、管
理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡につい
ては、この限りでない。

(事業譲渡の認可)

1 第一項の認可を受けようとする信託会社は、事
業の全部又は一部の譲渡（次項において「事業
譲渡」という。）について次に掲げる事項を記載
する信託会社（以下この条において「譲受会
社」という。）について次に掲げる事項を記載
する信託会社が第五条第一項各号に掲げる
事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しな
ければならない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、事
業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けを
する信託会社（以下この条において「譲受会
社」という。）について次に掲げる事項を記載
する信託会社が第五条第一項各号に掲げる
事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しな
ければならない。

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他の内閣
府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、譲受会社が第五条第一項各
号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな
ければならない。この場合において、内閣総理
大臣は、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる
要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の
申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の
記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会
社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について
準用する。この場合において、次の表の上欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表
の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設分割の認可)

1 第二項に規定する信託会社は、合併により消滅する信
託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理

5	第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると き、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書 類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な 事実の記載が欠けているときは、認可を与えて はならない。
4	第一項の認可を受けているときは、認可を与えて はならない。
3	前項の申請書には、分割計画その他内閣府令 で定める書類を添付しなければならない。
2	内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ た場合には、設立会社が第五条第一項各 号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな ければならない。この場合において、内閣総理 大臣は、設立会社が第五条第二項各号に掲げる 要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の 申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の 記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け ているときは、認可を与えてはならない。
1	第一項第一項各号に掲げる事項

(新設分割の認可)

1 第二項に規定する信託会社は、合併により消滅する信
託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

2 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令
で定める書類を添付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、設立会社が第五条第一項各
号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな
ければならない。この場合において、内閣総理
大臣は、設立会社が第五条第二項各号に掲げる
要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の
申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の
記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ
た場合には、承継会社が第五条第一項各
号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな
ければならない。この場合において、内閣総理
大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる
要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の
申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の
記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

5	前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会 社に行う信託業の全部又は一部の譲渡について 準用する。この場合において、次の表の上欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表 の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
4	内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ た場合には、承継会社が第五条第一項各 号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな ければならない。この場合において、内閣総理 大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる 要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の 申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の 記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け ているときは、認可を与えてはならない。
3	内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ た場合には、第五十三条第五項に掲げる書類を添 付しなければならない。
2	内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつ た場合には、第五十三条第六項に掲げる書類を添 付しなければならない。
1	第一項第一項各号に掲げる事項

(新設分割の認可)

1 第二項に規定する信託会社は、合併により消滅する信
託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、認可を与えてはならない。

第十条 第二項第一号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。	(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)
--	--------------------------

第十五条 大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の規定により特定大学技術移転事業(同法第二一条第	第五十二条 大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の規定により特定大学技術移転事業(同法第二一条第
一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下この条において同じ。)の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者(第三項において「承認事業者」という。)が、内閣総理大臣の登録を受け、特定大学技術移転事業として行う信託の引受け(以下この条において「特定大学技术移転事業に該当する信託の引受け」という。)については、第三条の規定は、適用しない。	一項に規定する特定大学技術移転事業をいう。以下この条において同じ。)の実施に関する計画についての文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた者(第三項において「承認事業者」という。)が、内閣総理大臣の登録を受け、特定大学技术移転事業として行う信託の引受け(以下この条において「特定大学技术移転事業に該当する信託の引受け」という。)については、第三条の規定は、適用しない。
第二項 第二号の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。	第二項 第二号の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。

場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条 第二十九条(第一項第一号を除く。)、第八条第一項第一号、第八条第二号、第八条第三号、第八条第一号の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。)の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。	第二十条 第二十九条(第一項第一号を除く。)、第八条第一項第一号、第八条第二号、第八条第三号、第八条第一号の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。)の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。
---	--

第五条 第四十号の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。	第二十条 第二十九条(第一項第一号を除く。)の登録による特定信託契約の引受けを行つては、次に掲げる行為に該当するものとする。
--	--

6	内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三項の申請書若しくは第四項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
1	前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者
2	第三項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人
3	純資産額が前号に規定する金額に満たない法人
4	定款（これに準ずるものと含む。）又は管理制度書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものでない法人
5	五　（いすれかの支店において、人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められる法人）
6	第六項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。
7	第七項第三号の純資産額は、内閣府令で定めることにより計算するものとする。
8	第八項第三号の純資産額は、内閣府令で定めた場合においては、第六項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型外国信託会社登録簿に登録しなければならない。
9	第一項各号に掲げる事項
10	二　登録年月日及び登録番号 (損失準備金等)
第五十五条 外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令を公衆の総覧に供しなければならない。	内閣総理大臣は、管理型外国信託会社登録簿を公衆の総覧に供しなければならない。

1	一　第三項各号に掲げる事項
2	二　登録年月日及び登録番号 (損失準備金等)
3	三　内閣総理大臣は、第五十三条第六項第二号の政令を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において計上しなければならない。
4	前項の規定は、管理型外国信託会社について、この場合において、同項中「第五十三条第六項第二号」とあるのは、「第五十四条第六項第二号」と読み替えるものとする。
5	前項の規定により計上された損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期において、前項の規定により計上された損失準備金を除く。以下この条において

6	一　国内において破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行つたときに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 (届出等)
7	二　合併（当該外国信託会社が合併により消滅をさせ、若しくは信託業の全部若しくは一部の承継をし、又は信託業の一部の譲渡若しくは信託業の全部若しくは一部の譲受けをしたとき。）をし、信託業の一部の承継をさせ、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。
8	三　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。
9	一　国内において破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行つたときに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 (届出等)
10	二　登録年月日及び登録番号 (損失準備金等)

1	内閣総理大臣は、第五十三条第六項第二号の政令を除く。）は、第五十三条第六項第二号の政令で定める金額に達するまでは、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で内閣府令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において計上しなければならない。
2	前項の規定は、管理型外国信託会社について、この場合において、同項中「第五十三条第六項第二号」とあるのは、「第五十四条第六項第二号」と読み替えるものとする。
3	前項の規定により計上された損失準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期において、前項の規定により計上された損失準備金を除く。以下この条において
4	一　すべての支店における信託業務を廃止したこととなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
5	二　合併により消滅したとき。その外国信託業者又はその外国信託業者であつた者が合併により消滅したとき。その外国信託業者又はその外国信託業者であつた者

- 一 信託業に関する情報の収集又は提供
- 二 その他信託業に関する業務
- 2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、外国信託業者に対し前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 外国信託業者は、第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他の同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 第四章 指図権者
- (指図権者の忠実義務)
- 第六十五条 信託財産の管理又は処分の方針について指図を行う業者を営む者(次条において「指図権者」という。)は、信託の本旨に従い、受益者のため忠実に当該信託財産の管理又は処分に係る指図を行わなければならぬ。

- 第六十六条 指図権者は、その指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。
(指図権者の行為準則)
- 一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うことを受託者に指図すること。
- 二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。
- 三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引(内閣府令で定めるものを除く。)を行うことを受託者に指図すること。
- 四 その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

- (登録)
- 第六十七条 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。
- 2 信託契約代理業を営む者は、信託会社又は外国信託会社(以下「所属信託会社」という。)のために信託契約代理業を営まなければならない。

- (登録の申請)**
- 第六十八条 前条第一項の登録を受けようとする者は(第七十条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員の氏名
- 三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 所属信託会社の商号
- 五 他に業務を営むときは、その業務の種類
- 六 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
- 二 業務方法書
- 三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
- 四 その他内閣府令で定める書類
- 3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。
- (登録簿への登録)**
- 第六十九条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。
- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

- (登録の拒否)**
- 第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 申請者が個人であるときは、次のいずれかに該当する者
- イ 心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
- ロ 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者
- 2 信託契約代理業を、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小ささい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 3 信託契約代理店以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。(名義貸しの禁止)
- (顧客に対する説明)**
- 第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理(信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。以下この章において同じ。)又は媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に對しそれを明らかにしなければならない。
- 一 所属信託会社の商号
- 二 信託契約の締結を代理するか媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 信託契約の締結を代理するか媒介するか(分別管理)
- 四 役員のうちに次のいずれかに該当する者
- (1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- (2) 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者
- (1) 心身の故障のため信託契約代理業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
- (2) 第五条第二項第八号ロからチまでのいずれかに該当する者
- 六 その他の内閣府令で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
- 二 業務方法書
- 三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
- 四 その他内閣府令で定める書類
- 3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。
- (変更の届出)**
- 第七十一条 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。
- 3 信託契約代理店は、第六十八条第二項第二号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- (標識の掲示等)**
- 第七十二条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

- (信託契約代理業に関する報告書)**
- 第七十三条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

- (第三節 経理)**
- 第七十七条 信託契約代理店は、前項の信託契約代理業務に關する報告書に、信託契約代理業務に關する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

- (所属信託会社の説明書類の縦覧)**
- 第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所属信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に

備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したもののみなす。

第四節 監督

(廃業等の届出)

信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託契約代理業を廃止したとき。(会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む)。その個人又は法人二 信託契約代理店である個人が死亡したとき。その相続人

三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 信託契約代理店である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

五 信託契約代理店である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人(立入検査等)

第六十九条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託契約代理業を廃止したとき。(会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む)。その個人又は法人二 信託契約代理店である個人が死亡したとき。その相続人

三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 信託契約代理店である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

五 信託契約代理店である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人(立入検査等)

第六十九条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業務に関する取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

(業務改善命令)

第八十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の状況に照らして、当該信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店に対し、その必要な限度において、業務方法書の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第八十二条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十一条各号(第二号ロを除く。)に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。

四 公益を害する行為をしたとき。

五 内閣総理大臣は、信託契約代理店の役員が、該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託契約代理店に対し当該役員の解任を命ずることができること。

第六十三条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第八十三条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第五章の二 指定紛争解決機関

第一節 総則 (紛争解決等業務を行う者の指定)

第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責務に任する。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、

にその法人の役員(外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。)において同じ)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法律の規定により当該外国において受けたものを取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第二節 紛争解決等業務を行う者の指定

第八十六条 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

二 第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

三 この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなった日から五年を経過しない者

四 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる年を経過しない者でないこと。

五 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなりた日から五年を経過しない者

六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七 紛争解決等業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分な経理的及び技術的な基礎を有すること。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続き実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合が政令で定める割合以下以下の割合となつたこと。

九 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に對し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びそ

の結果を記載した書類を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び王たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公告しなければならない。（指定の申請）

第八十五条の三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称
二 主たる営業所又は事務所その他の紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 役員の氏名又は商号若しくは名称
四 組織に関する事項を記載した書類
五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類
六 其他内閣府令で定める書類

前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。（秘密保持義務等）

第八十五条の四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第八十五条の十三第二項の規定により選任された）は、内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び王たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公告しなければならない。（指定の申請）

された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第八十五条の七第二項及び第四項において同じ。若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して同様に使用してはならない。

（指定紛争解決機関の業務）

2 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

第八十五条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行なうものとする。

（指定紛争解決機関の業務）

2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等をいいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」といいう。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行なうことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

第八十五条の六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第八十五条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に對して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

（業務規程）

第八十五条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げたる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項
二 手続実施基本契約の締結に関する事項
三 紛争解決等業務の実施に関する事項

前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付するこ

方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めたもの

一 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客からの手続対象信託業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入信託会社等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入信託会社等にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正當な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入信託会社等に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正當な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、加入信託会社等の和解案の受諾の勧告によつては当事者の手続対象信託業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前項の和解案の受諾の勧告によつては当事者の手続対象信託業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができること。

六 加入信託会社等は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定期間内に報告しなければならない。

七 加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合は、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。前二号に規定する場合のほか、加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定期間内に報告しなければならないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定期間内に報告しなければならないこと。

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入信託会社等は、その顧客に對し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならぬこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

の事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。) 又は指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。) を手続対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあっては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対し不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合 (司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識が必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入信託会社等の顧客が指定紛争解決機関に対し手続対象信託業務関連苦情の解决の申立てをする場合又は手続対象信託業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等の顧客にその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等に対する訴訟が提起されない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた後日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類の他の物件に含まれる手続対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても同様とする。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他他の物件に含まれる手続対象信託業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を走めていること。第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても同様とする。

十二 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、その旨速やかに当該紛争解決手続を終了し、その後を手続対象信託業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これららの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法(次号において「負担金額等」といふ。)を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

三 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解成立の場合は手続対象信託業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等の顧客にその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手續を定めていること。

四 指定紛争解決機関が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等の顧客にその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手續を定めていること。

五 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等の顧客にその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手續を定めていること。

六 指定紛争解決機関が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等の顧客にその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手續を定めていること。

七 加入信託会社等の顧客が指定紛争解決機関に対し手続対象信託業務関連苦情の解决の申立てをする場合又は手続対象信託業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入信託会社等から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等の顧客にその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手續を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等の顧客にその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手續を定めていること。

三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 指定紛争解決機関は、第八十五条の十一に規定するものほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(記録の保存)

五 指定紛争解決機関による苦情処理手続

第六十五条の八 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客から手続対象信託業務関連苦情について解説の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該手続対象信託業務関連苦情に係る事情を調査するところに、当該加入信託会社等に対し、当該手続対象信託業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(指定紛争解決機関による紛争解決手続)

第六十五条の九 指定紛争解決機関による紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に調停が成立したとき。

七 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準(紛争解決手続の業務に係る部分に限る。)に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

九 (手続実施基本契約の不履行の事実の公表等)第八十五条の八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入信託会社等が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入信託会社等の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入信託会社等の商号又は名称及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

一 指定紛争解決機関は、手続対象信託業務関連苦情及び手続対象信託業務関連紛争を未然に防止し、並びに手続対象信託業務関連苦情の処理及び手続対象信託業務関連紛争の解決を促進するため、加入信託会社等の他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

(暴力団員等の使用の禁止)

二 指定紛争解決機関は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。)を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあ

つては、同条第一項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者五前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入信託会社等の顧客が当該手続対象信託業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められるものとする。

（二）紛争解決委員は、当該申立てをしたと認めたときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

（三）前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

（四）紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第八十五条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

（五）紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

（六）指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客が当該申立てをしたと認めたときは、紛争解決手続の実施について訴えを提起したときは、時効の完成猶予（時効の完成猶予）

（七）紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第八十五条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

（八）紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

（九）指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客が当該申立てをしたと認めたときは、紛争解決手続の実施について訴えを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

（十）当該顧客が支払う料金に関する事項

（十一）第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定める事項

（一）手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争に由り、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

（二）手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

（三）紛争解決委員の氏名

（四）紛争解決手続の実施の経緯

（五）紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

（六）前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（七）（八）（九）（十）（十一）

（十二）第八十五条の十四 紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（十三）第八十五条の十五 手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該手続

（一）当該手続対象信託業務関連紛争の当事者の共同の申立てによると認められるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

（二）前号の場合のほか、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該手続対象信託業務関連紛争の解决を図る旨の合意があること。

（三）当該手続対象信託業務関連紛争について、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解决手続を中止する旨の決定を取つて消すことができる。

（四）前項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（五）受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

（六）（七）（八）（九）（十）（十一）

（十一）第八十五条の十六 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の名簿（縦覧）に供しなければならない。（名称の使用制限）

（十二）第八十五条の十七 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（十三）第八十五条の十八 指定紛争解決機関は、第八十五条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（十四）内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者に、当該紛争解決手続の実施について訴えを提起したときも、前項と同様とする。（訴訟手続の中止）

（業務に関する報告書の提出）

（一）前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

（二）前号の場合のほか、当該手続対象信託業務に關する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（三）内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるとときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の當業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（四）内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるとときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入信託会社等若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の當業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關して質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

（五）前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（六）第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（七）（八）（九）（十）（十一）

（業務改善命令）

（八）第八十五条の二十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるとときは、当該指定紛争解決機関に対し、その必要の限度において、業務の運営に必要な措置を命ぜることができる。

（九）内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合は第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（紛争解決等業務の休廃止）

第八十五条の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他やむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続（他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。）が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関が当該休止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（指定の取消し等）

第八十五条の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するとき

は、第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十五条の二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたときは、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していないことが判明したとき。

二 不正の手段により第八十五条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したと認められたとき。

（内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。）

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号において同じ。）に該当しないこととなつた場合は、第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していないことが判明した場合

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（内閣府令への委任）

第八十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（適用関係）

第八十八条 この法律及びこれに基づく命令以外の法令において「信託会社」とあるのは、別段の定めがない限り、外国信託会社を含むものとされる（内閣府令への委任）。

（内閣府令への委任）

第八十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、登録、認可、承認及び指定に関する申請の手続、書類の提出の手続、記載事項及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

（経過措置）

第九十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものとされる。

（罰則）

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで信託業を営んだ者

二 不正の手段により第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者

三 不正の手段により第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者

四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者

五 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けないで信託業（信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段閑

六 第二十七条の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの）をした者

七 第五十条の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託法第三条第三号に掲げる方

八 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託契約代理業を営んだ者

九 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者

十 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

十一 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

十二 第五十五条第八項又は第五十三条第九項の規定により付した条件に違反した者

十三 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

十四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

十五 第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

る場合を含む。)の規定により供託された営業保証金とみなす。

前項の場合において、この法律の施行の際現業法第九十九条第八項において準用する場合に旧信託業法第八条(旧兼營法第四条及び旧保險業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による供託物の上に存する受益者の優先権は、新信託業法第十一条第六項(新兼營法第四条第一項及び新保險業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。)に規定する権利とみなす。

(準備行為)

第九条 新信託業法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は新信託業法第七条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項若しくは第八十九条第六十六条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新信託業法第四条、第八条(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条、第五十四条、第六十八条又は第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告として同一の規定によつてした処分、手続その他的行为であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「政令による改正前の信託業法一部改正に伴う経過措置」)

三 第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信託業法第三十条第一項の規定は、

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超過しない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成一四年六月一二日法律第六号)抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「政令による改正前の信託業法一部改正に伴う経過措置」)

三 第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信託業法第三十条第一項の規定は、

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則(平成一六年一二月一〇日法律第一号)抄

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則(平成一六年一二月一〇日法律第一六五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年七月六日法律第八二号)抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成一七年七月六日法律第八二号)抄

有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一条から前条までに規定するものと、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条及び第二十二項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

附則(平成一六年六月九日法律第八八号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成一六年六月九日法律第八八号)抄

第一条 この法律は、公表の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成一六年六月九日法律第八八号)抄

正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条及び第二十二項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

の五の改正規定（「第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一条中貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定（第十二条中保険業法目次の改正規定（「第一百五条の三」を「第一百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第一百五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第二百四十条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一正規定、同法第二百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百九十九条の四、同法第二百四十九条の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一正規定、同法第二百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百九十九条の五、同法第二百四十九条の次に二号を加える改正規定及び同法第三百三十条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に「一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第五十九条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置））の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定の適用について、なお従前の例による。

の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一条中貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定（第十二条中保険業法目次の改正規定（「第一百五条の三」を「第一百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第一百五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第二百四十条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一正規定、同法第二百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百九十九条の四、同法第二百四十九条の次に二号を加える改正規定及び同法第三百三十条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に「一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（「第三十七条の五、第三十七条の六」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第五十九条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置））の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による。

第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれの法律（以下「改正後の各法律」という。）に規定する指定紛争解決機関（以下単に「指定紛争解決機関」という。）の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方に規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二十一条 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二十一条 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二十一条 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から起算して二十日を経過した日

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二十一条 （施行期日）

この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

